

個人情報の取扱いに関する特記事項

(目的)

第1条 本特記事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「**個人情報保護法**」という。）第66条第1項等の規定を踏まえ、小山市との間で締結した契約（以下「**本契約**」という。）において、小山市から個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いを委託された者（以下「**受託者**」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本契約との一体性)

第2条 本特記事項は、本契約の一部を成し、本契約と一体として効力を有する。

(関係法令等の遵守)

第3条 受託者は、個人情報保護法、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）その他関係法令及びガイドライン等並びに本特記事項を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第4条 受託者は、小山市から取扱いを委託された個人情報を、他人に知らせてはならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 受託者は、小山市から取扱いを委託された個人情報を、本契約以外の目的に自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、小山市から委託された個人情報の取扱いの全部又は一部を、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下本条において同じ。）に再委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、やむを得ない事情があり、かつ、小山市が事前に書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）で承諾した場合は、本契約の内容に照らし必要最小限の範囲で、個人情報の取扱いを第三者に再委託することができる。

3 受託者は、前項の承諾を得ようとするときは、小山市に対して、次に掲げる事項を漏れなくかつ明確に記載した書面を事前に提出しなければならない。

- (1) 再委託の理由及びそれがやむを得ない事情であることの説明
- (2) 再委託先（再委託を受ける第三者をいう。以下同じ。）の住所及び名称
- (3) 再委託先として当該第三者を選定した理由
- (4) 再委託する事務処理の内容
- (5) 再委託する個人情報の内容及びそれが本契約の内容に照らし必要最小限の範囲であることの説明
- (6) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (7) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 小山市は、前項の書面の提出があったときは、再委託がやむを得ない事情に基づくものであり、かつ、個人情報の安全管理に支障が生じるおそれがないと認める場合に限り第2項の承諾を行い、その他の場合は不承諾を行い、それぞれ受託者に通知する。

5 受託者は、第2項の承諾を得て再委託をするときは、再委託先に本契約及び本特記事項（第3条に規定する関係法令及びガイドライン等の遵守義務を含む。以下同じ。）に基づく一切の義務を遵守させるとともに、小山市に対して、当該再委託に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負う。

6 受託者は、第2項の承諾を得て再委託をするときは、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、再委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7 受託者は、小山市から求めがあったときは、前項の監督の状況を小山市に対して速やかに報告しなければならない。

8 第2項の承諾を得て再委託が行われた場合において、再委託先は、再々委託等（2以上の段階の委託を含む。）を行うことができない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、小山市から委託された個人情報の取扱いを派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「**派遣労働者等**」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、小山市から委託された個人情報の取扱いを派遣労働者に行わせる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

3 受託者は、小山市に対して、小山市から委託された個人情報の取扱いに係る派遣労働者等の全ての行為及びその結果について責任を負う。

(複製等の制限)

第8条 受託者は、小山市から取扱いを委託された個人情報が含まれる記録等を、小山市の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(管理体制の整備)

第9条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者及び業務従事者の報告)

第10条 受託者は、本契約の履行に当たっては、小山市から委託された個人情報の取扱いに係る責任者及び当該責任者の下で作業を行う業務従事者の範囲を定め、小山市に対して事前に書面で報告しなければならない。この場合において、小山市は、個人情報の安全管理のため必要があると認めるときは、受託者に対し、当該責任者及び業務従事者に関し受託者が講ずべき措置その他必要な指示をすることができる。

- 2 受託者は、責任者又は当該責任者の下で作業を行う業務従事者の範囲を変更する場合は、小山市に対して事前に書面で報告しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 3 責任者は、本特記事項を遵守し本契約の業務を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。
- 4 業務従事者は、責任者の指示に従い、本特記事項を遵守し本契約の業務を適切に実施しなければならない。

(教育の実施)

第11条 受託者は、前条の責任者及び業務従事者をはじめ、本契約の履行に従事させる者の全員に対して、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における遵守事項その他本契約の適切な履行のために必要となる教育及び研修を実施しなければならない。

(取扱場所の指定)

第12条 受託者は、本契約の履行に当たっては、小山市から委託された個人情報を取り扱う場所（以下「**取扱場所**」という。）を指定し、小山市に対して事前に書面で報告しなければならない。この場合において、小山市は、個人情報の安全管理のため必要があると認めるときは、受託者に対し、当該取扱場所において受託者が講ずべき措置その他必要な指示をすることができる。

2 受託者は、取扱場所を変更する場合は、小山市に対して事前に書面で報告しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 受託者は、小山市から取扱いを委託された個人情報が含まれる記録等を、小山市の承諾を得ることなく、取扱場所から持ち出ししてはならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 受託者は、本契約の履行に当たっては、第3条の規定により関係法令及びガイドライン等を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより小山市から委託された個人情報を取り扱わなければならない。

- (1) 小山市から委託された個人情報が含まれる記録等は、前条に規定する取扱場所内であって、かつ、施錠可能な保管設備又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室において厳重に保管すること。
- (2) 小山市から委託された個人情報が含まれる記録等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップ（第8条の承諾を得たものに限る。）の保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (3) 小山市から委託された個人情報が含まれる記録等を、前条第3項の承諾を得て保管場所から持ち出し外部に移送する場合は、移送時における体制を明確にしておくこと。
- (4) 小山市から委託された個人情報が含まれる記録等を電子データで持ち出す場合は、事前に小山市の書面による承諾を得るとともに、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (5) 取扱場所に、私物パソコン及び私物外部記録媒体等を持ち込んで個人情報を取り扱う業務を行わせないこと。
- (6) 小山市から委託された個人情報を取扱う作業を行うパソコン等に、業務に必要なないアプリケーション等をインストールしないこと。

(漏えい等の事態への対応)

第14条 受託者は、小山市から取扱いを委託された個人情報の漏えい、滅失、毀損その他個人の権利利益が害されるおそれのある事態（以下「**漏えい等**」という。）が発生し、又は発生したおそれがあることを知ったときは、直ちに、小山市に対してその旨及びその時点において把握している当該漏えい等の状況を報告しなければならない。

2 受託者は、前項に規定する場合には、小山市とともに被害の発生又は拡大を防止するために必要な一切の措置を講じなければならない。かつ、小山市から指示があったときはこれに従わなければならない。

3 小山市は、第1項に規定する場合において必要があると認めるときは、当該漏えい等に関する情報を公表することができる。

4 受託者は、個人情報の漏えい等の発生に備えて、小山市その他の関係者との連絡、資料保全、被害の発生又は拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応の計画を定めなければならない。

(個人情報の授受等)

第15条 小山市から取扱いを委託された個人情報が含まれる記録等の授受は、小山市が指定した方法、日時及び場所において行うものとする。この場合において、受託者は、小山市に対する預り証の提出その他小山市が指定する方法により授受の確認を行うものとする。

(個人情報の消去等)

第16条 受託者は、本契約が終了したときは、小山市が定めるところに従い、速やかに、小山市から取扱いを委託された個人情報に含まれる記録等を削除し、廃棄し、又は小山市に返却することにより、小山市から取扱いを委託された個人情報を完全に消去しなければならない。

2 受託者は、小山市から求めがあるときは、前項の規定により削除又は廃棄する個人情報の項目、記録及び媒体名、数量、削除又は廃棄の方法及び処理予定日を記載した書面を、小山市に対して事前に提出しなければならない。この場合において、小山市は、個人情報の安全管理のため必要があると認めるときは、受託者に対し、当該削除又は廃棄に際して受託者が講ずべき措置、削除又は廃棄の方法の変更その他必要な指示をすることができる。

3 受託者は、第1項の規定により個人情報を削除又は廃棄する場合において、小山市から立会いの求めがあったときは、これに応じなければならない。

4 受託者は、第1項の規定により個人情報を削除又は廃棄する場合は、当該個人情報が記録された記録媒体の破壊その他当該記録媒体に含まれる個人情報が復元不能となる措置を講じ、小山市から取扱いを委託された個人情報を完全に消去しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17条 小山市は、受託者（第6条第2項の承諾を得て再委託が行われた場合は、再委託先を含む。以下同じ。）が本契約又は本特記事項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、受託者は、小山市に対し、当該解除によって生じた損害の賠償を請求することができない。

2 小山市は、受託者が本契約又は本特記事項に違反したときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第18条 本契約及び本特記事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

2 本契約及び本特記事項に関する一切の紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、本契約に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

(報告及び検査等)

第19条 小山市は、受託者に対し、本契約の履行状況及び小山市から取扱いを委託された個人情報の管理状況について報告を求めることができる。

2 小山市は、本契約において取扱いを委託した個人情報に関し、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、実地検査により確認を行うことができる。この場合において、受託者は小山市の実地検査に応じ、かつ、これに協力しなければならない。

3 小山市は、前2項の報告又は検査の結果、個人情報の安全管理のため必要があると認めるときは、受託者に対し、本契約及び本契約において取扱いを委託した個人情報に関し必要な指示をすることができる。

(効力存続規定)

第20条 本特記事項のうち、第4条、第5条、第8条及び第14条から第18条までの規定は、本契約が終了した後も、なおその効力を有する。